①都道府県	②市町村名	就学援助制度問い合わせ先（広報用）					7．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護児童生徒）																		
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	（１）平成３０年７月時点の貴市区町村の実施状況について（各あてはまるもの１つに〇）																		（２）（１）の補足 （小学校，中学校で内容が異なる場合は分けて記載）
							＜小学校＞①　実施・検討状況について				＜小学校＞② ①でアと回答…入学前支給を導入した時期 ①でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					＜中学校＞③　実施・検討状況について				＜中学校＞④ ③でアと回答…入学前支給を導入した時期 ③でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期						
							ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	
21	21	21	21	21	17	0	6	13	1	1	1	5	10	0	3	6	13	1	1	1	5	10	0	3	1
愛媛県	松山市	教育委員会事務局　学校教育課	089-948-6590	gkkyoiku@city.matsuyama.ehime.jp	http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/gakkokyoiku/syugakuenjyo.html		○					○				○					○				
愛媛県	今治市	今治市教育委員会事務局 学校教育課	0898-36-1601	gakukyou@imabari-city.jp	http://www.city.imabari.ehime.jp/			○					○				○					○			
愛媛県	宇和島市	宇和島市　教育委員会　教育総務課	0895-49-7030	kyoiku@city.uwajima.lg.jp	https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/30/kyoiku001.html		○					○				○					○				
愛媛県	八幡浜市	八幡浜市教育委員会学校教育課	0894-22-3111	gakkoukyouiku@yawatahama.ehime.jp	http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014080600133/		○				○					○				○					
愛媛県	新居浜市	教育委員会事務局学校教育課	0897-65-1301	gakkou@city.niihama.lg.jp	http://www.city.niihama.lg.jp/		○					○				○					○				
愛媛県	西条市	学校教育課　学務係	0897-56-5151	gakkokyoiku@saijo-city.jp	http://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/gakkokyoiku/gk0048.html		○					○				○					○				
愛媛県	大洲市	大洲市教育委員会事務局　教育総務課	0893-24-1733	gakkoukyouiku@city.ozu.lg.jp	http://www.city.ozu.ehime.jp/			○					○				○					○			
愛媛県	伊予市	伊予市教育委員会学校教育課	089-989-9871	g-kyouiku@city.iyo.lg.jp	https://www.city.iyo.lg.jp			○					○				○					○			
愛媛県	四国中央市	四国中央市教育委員会指導部学校教育課	0896-28-6045	hiromi_i@city.shikokuchuo.ehime.jp	http://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/			○					○				○					○			
愛媛県	西予市	西予市教育委員会教育部学校教育課	0894-62-6414	gakkoukyouiku@city.seiyo.ehime.jp	http://www.city.seiyo.ehime.jp/kurashi/kosodate_kyouiku/shuugakushienn/2127.html		○					○				○					○				
愛媛県	東温市	東温市教育委員会 学校教育課	089-964-4420	gakkokyoiku@city.toon.ehime.jp	http://www.city.toon.ehime.jp/life_theme/kyouiku/syugaku/syugakuenjo.html			○					○				○					○			
愛媛県	上島町	教育委員会　教育課	0897-77-2207	kyouiku@town.kamijima.ehime.jp					○									○							
愛媛県	久万高原町	久万高原町教育委員会　学校教育班	0892-21-0139	kyouiku@kumakogen..jp				○							○		○							○	
愛媛県	松前町	松前町教育委員会学校教育課	089-985-4125	411somu@town.masaki.lg.jp				○					○				○					○			
愛媛県	砥部町	砥部町教育委員会　学校教育課	089-962-4820	090kyoiku@town.tobe.ehime.jp	http://www.town.tobe.ehime.jp/			○					○				○					○			
愛媛県	内子町	内子町教育委員会学校教育課	0893-23-9255	gakoukyouiku-s@town.uchiko.ehime.jp	https://www.town.uchiko.ehime.jp/			○					○				○					○			
愛媛県	伊方町	教育委員会事務局	0894-38-2660	gakkokyoiku@town.ikata.ehime.jp	http://www.town.ikata.ehime.jp/					○									○						町単独で入学前に係る経費についての補助を行っている。
愛媛県	松野町	松野町教育委員会　教育課	0895-42-1118	m-kyouiku@town.matsuno.lg.jp				○					○				○					○			
愛媛県	鬼北町	教育課	0895-45-1111	kyouiku@town.kihoku.ehime.jp	http://www.town.kihoku.ehime.jp/			○					○				○					○			
愛媛県	愛南町	愛南町教育委員会学校教育課	0895-72-1113	gakkokyoiku@town.ainan.ehime.jp	http://ainan-t.esnet.ed.jp/			○							○		○							○	
愛媛県	篠山小中学校組合	篠山小中学校組合教育委員会学校教育課	0895-72-1113	gakkokyoiku@town.ainan.ehime.jp	http://ainan-t.esnet.ed.jp/			○							○		○							○	

①都道府県	②市町村名	（3）①でアを選択した場合 小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに〇）						（4）カの内容	（5）（1）①③でアを選択した場合 支給した（する）時期（複数該当する場合は最も早い時期に〇）									（6）（1）①③でウを選択した場合 入学前支給実施に向けての課題（複数可）					（7）（6）オの内容	（8）（1）①③でアを選択した場合，入学前支給後の転居等，入学時に支給対象外となった際の対応（１つ選択）			（9）（8）ウの内容	（１０）（1）①③でアを選択した場合，二重支給や支給漏れ防止のための望ましい対応
		ア．自治体の広報誌やＨＰに掲載	イ．就学時健康診断の際に案内を配布	ウ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	エ．域内の小中学校で案内を配布（兄弟姉妹がいる可能性があるため）	オ．民生委員やスクールソーシャルワーカーなどからの案内の配布	カ．その他		ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前） ※追加	ア．予算確保が困難	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかる。	ウ．認定回数が増えるなどの事務業務量が増加する。	エ．支給後の転居などにより，二重支給や支給漏れが発生する恐れがある。	オ．その他		ア．受給者に対し，支給額の返還を求める。	イ．返還は求めず，転居先の市町村に対して，支給済みである旨を連絡する。	ウ．その他（内容を７．（９）に記入してください。）		
21	21	3	1	0	2	0	5	5	0	0	0	0	0	2	0	4	0	1	1	1	0	1	1	6	0	0	0	6
愛媛県	松山市	〇	〇													〇								〇				転入前の自治体に情報提供を求める。
愛媛県	今治市																											
愛媛県	宇和島市				〇		〇	対象児童のいる世帯へ希望調査表を送付								〇								〇				学校や事務室、市民課等と連携を図り、転出等の異動報告を速やかに報告していただき、対応する。また、支給の際、保護者への周知を徹底する。
愛媛県	八幡浜市	〇					〇	個別に案内を配付（12月）						〇										〇				特になし
愛媛県	新居浜市	〇					〇	就学時健診通知に就学援助制度案内及び申請書等の書類を同封						〇										〇				転出元と転出先の双方の自治体同士が連絡を取る必要がある。
愛媛県	西条市				〇		〇	小学校就学予定児童がいる家庭へ案内を郵送								〇								〇				システム導入及び複数人でのチェックを実施すること
愛媛県	大洲市																											
愛媛県	伊予市																											
愛媛県	四国中央市																											
愛媛県	西予市						〇	就学通知に同封し、全入学予定者の保護者に対して就学援助制度案内及び申請書等の書類を送付。								〇								〇				現在は各自治体の判断となっているため、返還を求める場合や支給済みである旨の通知など、対応が分かれているので、統一した対応をとるのが望ましいと考える。
愛媛県	東温市																											
愛媛県	上島町																	〇	〇	〇								
愛媛県	久万高原町																					〇	民生委員の会に合わせて各地区で認定委員会を開催し、時間がかかるため最終決定の教育委員会に諮るのが４月当初となるため。					
愛媛県	松前町																											
愛媛県	砥部町																											
愛媛県	内子町																											
愛媛県	伊方町																											
愛媛県	松野町																											
愛媛県	鬼北町																											
愛媛県	愛南町																											
愛媛県	篠山小中学校組合																											